

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【455】
2. 日時：令和5年4月11日 13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野火災対策室長補佐、西野火災対策室長補佐、高橋火災対策一係長、田邊火災対策二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名

電源事業本部 原子力設備グループ 担当副長 他1名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、火災防護に関する説明書等について、令和5年4月5日及び6日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【工事計画認可申請（補正）に係る論点整理について】

- 消防法に基づいて感知器を設置する区域のうち、感知器を設置しない場所について、具体例を追記、明示すること。
- 原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室に可燃物がないことについて、CUW・FPCろ過脱塩器室での整理を踏まえて説明すること。
- 建物の構造等を踏まえ、島根2号機が一般建築物と同等であることを説明すること。
- 熱感知カメラによる、火災信号（警報）の発信にかかる監視設計の詳細について、補足して説明すること。
- 火災感知器の配置を明示した図面について、複数のフロアにまたが

って感知器を設置している場合、機器と感知器の設置箇所の対応が分かるように補足して説明すること。

- 火災感知器の配置を明示した図面上で、隣接区画の火災感知器を使用して、火災を感知する区画があるように見受けられる。このようなパターンは、これまでの説明になかったことから、あるのであれば、その設計方針について、審査会合でも詳細に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

なし